

精華町教育委員会議事録

平成31年（第3回）

1 開 会 平成31年3月25日(月) 午後3時30分
閉 会 平成31年3月25日(月) 午後4時40分

2 出席委員 川村教育長 松本委員 新司委員 岡島委員
松下委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

岩崎教育部長	片山総括指導主事
竹島学校教育課長	石崎生涯学習課長
上原学校教育課係長	

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

教育長から第3回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から平成31年第2回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

・全員承認

(3) 教育長報告事項

まず、この間の行事について報告させていただく。

3月10日、むくのきセンターにおいて武道祭が開催された。空手の型と試合形式、剣道の試合が実施され、小学校に入学前の子どもから大人まで幅広く多くの方の参加があった。3月15日には、精華寿大学の修了式が、かしのき苑で開催され、約40名の方に修了証書を授与させていただいた。3月21日には、東光小学校でフレンドシップコンサートが開催さ

れた。吹奏楽として、東光小学校、精華中学校、精華西中学校、南陽高校、廣学館高校、ベリーズけいはんなが参加し、精華町少年少女合唱団も参加した中で開催され、多く方の観覧もあって大いに盛り上がった。精華町にとって、学校種や世代を超えて、子どもから大人まで非常に層の厚い方々が、しかもレベルの高い音楽活動をされていることを実感した。これは町の大きな特色であり、誇り得る取組であると思う。

次に、4月1日の町内の教職員の人事異動について報告させていただく。管理職の異動に関しては、前回の教育委員会において承認いただき、京都府への内申を行った。京都府の教育委員会において議決をいただき、内申のとおり決定となった。一般職も含めた異動内容としては、小学校、中学校を合わせて、校長の退職が2件、校長の町内での異動が1件、校長の昇任が3件、昇任のうち1件は転出である。教頭の町内異動が2件、教頭昇任が3件、主幹教諭への昇任が2件となった。このうち女性の登用としては、教頭のうち現職の1名を総括指導主事に、教諭から中学校教頭への昇任が1名である。次に、一般職について、定年退職2件、普通退職1件、他の市町への転出が12件、行政や府立学校への転出がそれぞれ3件と1件であり、町内での異動が6件となった。去年は町内の異動が14件であり、この点では去年の異動が多かったと思われる。新規採用については9名あり、去年が8名、一昨年が5名で、この3年間では一番多い。管理職については3月15日に、一般職については14日に内示を終えており、今のところ人事異動に関する特段の申し出はない。

最後に、本町の川西小学校で発生したアレルギー反応の発症事件について報告させていただく。この事象の発生は2月1日で、教育委員会事務局へは発生後すぐに口頭での報告があった。私も土日を挟んで4日には事象を認知しており、また、児童が回復したという情報も同時に入ってきたことから、教育委員会事務局としては、学校の対応を後方から支援している状況であった。ところが、1ヶ月半以上経過した3月14日になって新聞による報道があり、それを受けて教育委員各位、また、議会へも文書にて報告をおこなったところである。

事象の内容としては、2月1日に川西小学校において、魚アレルギーのある児童が、給食時間の終わり頃に、他の児童との接触があり、他の児童の皿から魚料理が床に落ちた。担任教諭が落ちたものが魚であるというこ

との確認をしないまま、片づけを指示したことから、本児がそれを拾い、それが原因となって放課後に体調不良を発症したというものである。後から判明したことであるが、本児が魚を拾う際には、一応、ティッシュを使用して直接触れないようにしていたようである。放課後、保護者が車で迎えに来られ、学校から帰る途中で本児が体調不良を訴えたことから、保護者が病院に連れて行かれた。その後は症状が回復し、帰宅したとのことである。なお、本児については、当日の給食では、家庭から預かった缶詰を魚料理に代えて提供しており、魚を食べたことはなく、触れたことによる発症と考えられる。

学校はこの後、保護者との間で、状況の説明や今後の対応などについて、話し合いを継続しており、当該学校の教職員に対しては、アレルギーに関する研修会を校内で実施し、徹底した対応策に取り組むこととしている。

教育委員会事務局としても、新聞報道の後に教育委員各位や議会にお知らせすることとなったことは遺憾であり、反省が必要と考えている。また、アレルギーに関する事故については、重篤な症状の場合には命の危険もあることから、対応の見直しも検討する必要があると考えている。

今後に向けて、一定のレベルのアレルギーに関する事象については、公表することも視野に入れ、公表の基準等についても整理したいと考えている。また、本日の報告と同じ内容については、議会においても現在開催中の3月定例会の最終日に報告させていただく予定である。

(4) 議決事項

議案第3号 精華町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

改正内容としては2点あり、1点は道徳の教科化に伴う改正、もう1点については、学校教育法において附則第9条に1項が追加されたことに伴う改正である。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第4号 精華町立小・中学校において使用する教材の取扱いに関する規

則一部改正について

教育部長 【提案説明】

改正内容としては2点あり、いずれも学校教育法の改正に伴うものである。1点目は、先ほどの議案第3号と同様に、学校教育法において附則第9条に1項が追加された改正に伴う改正である。2点目は、教科用図書代替教材、いわゆるデジタル教科書の使用ができるように改正を行うものである。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第5号 平成31年度精華町学校教育・社会教育指導の重点について

教育部長 【提案説明】

内容の説明については、総括指導主事より説明申し上げる。

総括指導主事 第2回教育委員会において、各指導の重点の案について説明させていただき、教育委員各位から意見等をいただいた内容を踏まえ、変更等を行っており、その箇所を中心に説明させていただきます。

まず、学校教育指導の重点について。2の(2)の項目名について、案では「学力分析と目標設定」としていたが、「学力の充実向上」に変更した。同じく、2の(6)について、ここでは不登校と虐待について記述していたが、虐待については他の項目に移動した。これについては後ほど説明する。これにより、(6)の項目名については、「不登校の未然防止、課題解決」に変更した。次に、4の(2)の「学校と地域社会の互恵関係の構築」について、学校運営協議会と地域学校協働本部の取組を推進していくことを追記した。最後に、5の「命を守り人権を大切に作る共生社会づくり」の(2)について、先ほど申し上げた虐待の問題を移動し、「いじめや虐待等の未然防止・早期解決」とした。この項目には、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーといった専門的知見を持つ人材も活用し、関係機関とともに連携して組織的な対応を行うことを追記した。なお、別紙で資料として、平成31年度に重点課題

とするものを1枚にまとめた平成31年度学校指導の重点（管理職用）を作成した。これは、特に本町の教育委員会として重点的に取り組むべき内容を抜粋したものであるが、一旦管理職に示した上で、各校長がこれらの項目を最優先として取り組む意識を持っていただくことを考えている。次年度の最初の校長会議において、これを基に議論し、その内容を踏まえて改定を行い、その後に全教職員に配付する予定である。

次に、社会教育の指導の重点についてであるが、変更が必要となるようなご意見等はなかったため、原案から変更等は行っていない。

松本委員 質問が2点ある。学校教育の指導の重点の2の（12）の記述内容に、「AIの開発、ロボティクスの高度化とIoTの普及」とあるが、これは中学生であれば大よそ理解できるという認識で良いのか。

もう1点、社会教育の指導の重点の5の（5）の記述内容に、「総合スポーツフェスティバル」を開催し」とあるが、これはどのような内容を指しているのか。

総括指導主事 AIの開発やロボティクスの高度化、IoTの普及といった言葉については、昨今、様々なところで目にしたり耳にしたりということはあるが、子どもたちにこの言葉が浸透しているかという点では、難しいと思われる。教職員については、様々な研修等の機会を通じて理解しているものと考えている。

生涯学習課長 （5）の「生涯スポーツの振興」に記述のある「総合スポーツフェスティバル」については、毎年、春から夏前までの一定期間を設けて、体育協会が主となって、野球、バレーボール、バスケットボールなどの各種大会を、その期間中に開催しており、それらを総称してスポーツフェスティバルという名前を冠して取組を実施しているというものである。

松下委員 何点か質問等させていただきたい。まず、1の（3）について、新学習指導要領に関する記述の中で、「高い水準での完全実施に向けて準備を進める」とあるが、この高い水準というのは具体的

には何を指しているのか。

次に、2の(2)の項目名について、「学力の充実向上」とあるが、後段の記述と合わせて「充実・向上」とした方が良い。また、(2)の記述内容について、主語が「各学校は」となっていることから、各学校それぞれが子どもたちの学力について目標を具体的に設定することになるが、これに対する対応や対策についてどのように考えているのか。

次に、(6)の項目名について、「不登校等」の「等」については、先ほどの説明にあったように「虐待」を別項目に移動させたのであれば、削除が良いと思う。同じく(9)の項目名についても、「健康教育・薬物乱用防止等」とあるが、この「等」については何を指しているのか。食育に関する記述もあるが、これは健康教育に含まれるかと思われるので、具体的に何かあれば教えていただきたい。

次に、5の(2)について、「未然防止や早期発見・早期対応」との記述があるが、この文章の書き方でいくと、「未然防止」と「早期発見・早期対応」が並列になっている。まずは「未然防止」に努め、次の段階として「早期発見・早期対応」を行っていくという段階的なものであると思う。これについては、今年度中に整理・検討していただき、次年度の改定の際に反映していただければと思う。

最後に、社会教育指導の重点について、文化財の関係については、「2 学研都市を活かした教育の推進」の「(2) 文化を学ぶ活動の推進」にしか記載されていない。大項目の「学研都市」から考えると、文化財とは結びつきにくいので、これも次年度に向けて整理・検討した方が良いのではないかと思う。

総括指導主事 まず、新学習指導要領の「高い水準での完全実施」について、小学校については次年度、中学校はその翌年度と実施が迫ってきているが、特に、主体的で対話的な深い学びの視点から授業改善を行い、新学習指導要領が求めているところに近づけていく必要があると考えている。例えば、小学校の外国語に関しては、授業時数の確保について、1年前倒しをして、今年度から3、4年生

では35時間、5、6年生では70時間を確保して取り組んでいきたいと考えている。このように、新学習指導要領への移行期間中ではあるが、完全実施に向けて積極的に準備を進めていくという意味である。

川村教育長 補足させていただくと、学習指導要領の改訂については、これまで教育内容を示す部分が大きなウェイトを占めていたが、今回の改訂では、教育方法論についての部分が非常に大きい。教育内容であれば、やるかやらないかであるが、方法論については、どのような授業をどのような方法でやるのかということになり、そこには水準というものが出てくると考えている。本町教育委員会としては、その方法の部分の高い水準で行うということを提案したいと考えている。また、学力の充実・向上に関しては、教職員が、自校の現状の到達度を把握し、それに対してどこまで伸ばしていくのかということについて、意識付けを行うことが重要であると考えており、以上の理由からこのような記述としている。

総括指導主事 次に、1の(6)の「不登校等」の「等」については削除漏れであるので、削除をお願いしたい。同じく「健康教育・薬物乱用防止等」の「等」については、食に関する部分について、別で1文を記載していることから付けているが、指摘いただいたとおり、広い意味で考えると食に関する指導も健康教育に入るかと思われることから、削除させていただく。

5の(2)、いじめや児童虐待等についての未然防止と早期発見・早期対応の関係について。未然防止については、集団づくりの中で、いじめにつながるような状況があればすぐに申し出るような状態をつくることなど、集団あるいは個人としていじめが起らないような環境づくりを含めて未然防止と考えている。そして、もし事象が発生した場合には、早期発見・早期対応に取り組むという考え方により、このような記述としている。

松下委員 考え方については理解したが、文章は読み方によって意味の捉え方が大きく変わってくるため、明確に記述した方が良いと思う。早期発見・早期対応する段階においては、すでに事象は発生していることから、未然防止には当たらないという考え方もできるの

で、次年度に向けて整理・検討を図られたい。

川村教育長 京都府教育委員会の文章等において、未然防止はいじめ事象を発生さないための対策であり、早期発見・早期対応については発生した場合にそのように取り組むということで、別の概念で捉えていたかと思う。これについては、今の意見も踏まえて次年度に向けて検討させていただきたい。

生涯学習課長 文化財の関係について、精華町教育大綱において、「学研都市を活かした教育の推進」という項目があり、その中に「豊かな自然や万葉の時代からの歴史をはじめ」という記述がある。そのため、社会教育指導の重点においても、この項目へ記載させていただいている。

川村教育長 学研都市については、先端科学技術などのイメージがあることから、歴史的な文化財的なものがこの項目に記載されることに対して若干違和感があるとのことであると思うが、教育大綱との関連性との問題もあることから、これについては今年度に研究をさせていただきたい。

それから、指導の重点の中から、特に今年度の学校経営指導に当たって遵守して取り組む内容を抽出してとりまとめたものを作成した。これを校長会に提示して議論を行い、その上で職員に下していくというプロセスを経ることで、精華町の教育において外せないポイントを全教職員が意識して取り組んでいきたいと考えている。

松下委員 昨年10月に、各学校を訪問させていただき、学校の状況を校長先生から聞いたり、授業を見せていただいたりする中で、各学校の成果や課題、また、教育委員会として全体を統括する視点からの課題などについても考えた。課題とは、個人や組織が目標とするところと現実とのギャップであると考えられるが、そもそも個人や組織が目標とするところや、現実、つまりは現状認識について、それぞれ考え方や捉え方が違っており、まずはそこを議論して、すり合わせていく必要がある。

精華町の小・中学校では、子どもたちが一生懸命に勉強や行事に取り組んでおり、先生方も一生懸命に指導されていると思う。

しかし、新学習指導要領のポイントとなる主体的で対話的な深い学びが実践できているか、道徳の授業において議論する道徳に取り組んでいるか、それを考えたときに、できている部分もあれば、できていない部分も多くあると思う。新学習指導要領の実施に向けて、来年度は小学校が移行期間2年目であり、中学校は1年目となることから、その部分を意識しながら、より一層質の高い教育に向けて取り組んでいく必要があると思う。

この1年間、生徒指導報告などを聞く中では、幸いにもいじめや虐待などの重大事象はなく、喜ばしいことであると思うが、一方で、不登校については課題として残っていると思う。ただ、これについても、近年では様々な場において学びが保障されており、教育委員会としてそれをどう捉えていくのかという課題もある。

以上のように、現在の教育の課題について大まかに述べると、学力の問題、豊かな心の問題、そして今後の教育や社会において欠かせないICTの問題があり、これらの点について管理職のみならず、全教職員が共通理解を図る中で、今年度はここにポイントを置いて取り組んでいくという意識を常に持って取り組んでいく必要があると思う。

全教職員への意識付けについては、様々なやり方があると思うので、その点についてはお任せしたい。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第6号 平成31年度精華町奨学生及び精華町社会福祉奨学生の決定について

議案第6号は、個人に関する情報を審議することから、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができるため、会議に諮られ「異議なし」としてこの議案については非公開となった。

教育部長 【提案説明】

精華町奨学金条例及び精華町社会福祉基金条例、その他この

条例に関する施行規則に基づき、学生の向学心を助長すること、また、本町における社会福祉事業の一環として、奨学金については学生に、社会福祉奨学金については学生の保護者に対し支給するものである。

今年度の対象者については16名であり、資格要件としては、奨学金については、学生が町内在住で、府内外関係なく高等学校もしくは同程度の学校に在学し、操行善良で学業優秀、そして健康な者。社会福祉奨学金については、扶養者が精華町内に居住し、生活困難のために学資の負担に耐えられない者で、府内外関係なく高等学校に在学し、操行善良で学業優秀、そして健康な者となっている。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 事務局からの諸報告

教 育 部 長 1 3月会議の内容について

3月会議の会派代表質問において、5会派全てから質問があり、主な内容としては、中学校給食の実施についての進捗状況、トイレの洋式化、教職員の負担軽減、いじめ防止対策について質問いただいた。

また、一般質問では、いじめ防止対策、理科教育設備整備費等補助金申請の進捗状況についての質問をいただいた。

なお、3月会議では、平成31年度予算について様々な角度からご審議いただいたところである。

教 育 部 長 2 教育部の人事異動について

3月22日に本町の人事異動の内示があった。学校教育課では3名が異動、生涯学習課では2名が異動となった。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

2月の問題事象は2件。

(2) 中学校

2月の問題事象は3件。

(3) 不登校について

小学校では13名で、先月より1名増。中学校については24名で、先月と同数である。

年間での欠席日数が30日以上になる児童生徒数の2月段階での見込としては、小学校が13名で同程度、中学校が24名で微増という状況である。

総括指導主事 2 中学校「京都府学力診断テスト」の結果について

中学校の「京都府学力診断テスト」について、精華町学力向上総合推進委員会中学校部会において、とりまとめと分析を行った。国語、数学、英語とも得点分布については、京都府平均と比べて高い傾向にあるが、京都府平均と比べて落ち込みのある層があり、今後、二極化へ進む可能性もあることから、それを踏まえた授業改善に取り組んでいく必要がある。

学校教育課長 1 精華町まちづくり基本構想について

精華町まちづくり基本構想では、策定過程において学識経験者や各関係団体から推薦いただいた方により構成する「精華町まちづくり基本構想策定懇話会」を設置し、構想策定に関する議論を行っていただいている。当該懇話会については、12月から3月までの間で3回開催しており、本町として施設整備を検討している「防災食育センター」や打越台グラウンドと環境センター跡地の一体的利用による「防災受援施設」の整備について意見をいただいた。

ここで懇話会での意見について、少し紹介させていただく。「防災食育センター」については、平常時のアレルギー対応はもちろんのこと、災害時には避難住民へのアレルギー対策の拠点機能についても必要であるといった意見、少子高齢化が予想される中での将来的な福祉サービスへの転用も検討する必要があるといった意見についてもいただいた。これらの内容について

では、昨年度に策定した「精華町学校給食基本構想」でも意見をいただいております、今後の詳細な計画を作成する際にも参考としたいと考えています。

次に、打越台グラウンドと打越台環境センターの跡地の一体的利用による「防災受援施設」の整備について、まず受援という視点で考えると、広い活動スペースを確保しておく必要があり、支援物資の集積を考えるのであれば屋根や屋内施設が必要であるとの意見をいただきました。また、平常時の活用方法としては、町内の様々な人やコミュニティが交流する場所として、運動施設や交流スペースとしての有効活用を図っていく必要があるとの意見をいただきました。

これらの意見のほか、まちづくり全般や精華町としてめざすべきまちの姿についての意見などもいただき、これらをとりとめて、提言書を作成していただきました。そして、本日、懇話会の座長である京都府立大学の宗田副学長から教育長に対し、提言書の提出をいただいたところである。

教育委員会としては、この提言をもとに、まちづくり基本構想を策定中であり、間もなく完成予定である。当該構想が完成した際には、教育委員会においても報告をさせていただく。

また、次年度以降については、当該2施設についての導入機能やそれにとまなう設備等についてより具体的に定めた基本計画を策定した上で、まずは中学校給食を見据えた防災食育センターの実施計画につなげていきたいと考えている。計画策定においては、教育委員各位からもご意見をいただければと考えているので、その際にはよろしくお願ひしたい。

(6) 後援関係

2月から3月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数9件、学校教育課関係が0件、生涯学習課関係が9件である。内訳は、社会教育係が7件、社会体育係が2件、図書係が0件である。

(7) 4月の行事予定

(8) 閉会

教育長が第3回教育委員会の閉会を宣言。